

結い心センター外構清掃業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、対象施設屋外の洗浄、ごみ収集等の清掃作業により、汚れ進行度の早い場所や部位の汚れ等を除去することによって、建築物の良好な衛生環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

2 履行場所

施設名称 石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設（結い心センター）
所在地 沖縄県石垣市字大川 100 番地 3
敷地面積 1,364 m²（対象施設の屋外）

3 履行期間等

履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
履行日数 49 日（毎週水曜日）
祝日、慰霊の日及び年末年始休暇期間（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く
履行時間帯 9：30～12：30 の間

4 業務内容

対象施設の屋外に係る清掃業務は、通常清掃及び定期清掃の区分によるものとし、原則として別記「清掃業務詳細区分」に基づき行うものとする。

通常清掃 毎回実施する清掃のこと。
定期清掃 通常清掃と一緒に月に 1 回指定された日に実施する清掃のこと。
特別清掃 台風通過後や施設管理担当者が指定する箇所の清掃のこと。

（1）通常清掃

毎回実施する清掃のことをいい、清掃場所及び内容は次のとおりとする。

- ア 建物敷地内外のごみの収集
- イ 玄関マットの洗浄
- ウ 手すり等に付着した汚れの除去

（2）定期清掃

通常清掃と一緒に月に 1 回実施する清掃のことをいい、清掃場所及び内容は次のとおりとする。なお、天候による影響を考慮し各区分の作業日について指定はなく、施設管理担当者と相談して取り決める。そのため、通常清掃の一部省略又は他の清掃を行う場合がある。

- ア 敷地外周の除草 月 1 回
- イ 水道ホースを使用する清掃 月 1 回

（3）特別清掃

- 台風通過後や施設管理担当者が指定する箇所の清掃
- ア 通常清掃では除去できない部分の清掃 不定期
 - イ 台風通過後の清掃 不定期
 - ウ 避難所開設後の清掃 不定期

5 報告書の提出等

- (1) 受託者は、施設管理担当者との連絡調整を行う者を定め、その氏名を記載した報告書等を本業務の実施に先立ち委託者に提出しなければならない。なお、連絡調整を行う者を変更する場合も速やかに報告書等を提出すること。
- (2) 受託者は、当日の業務終了後、就業報告書（日報）に必要事項を記入し施設管理担当者に報告すること。

6 業務管理等

- (1) 委託者は、本業務に関して調査し、又は報告を求め、必要のある時は改善を命ずることができる。この場合は、受託者は、直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり各種鍵類の貸与を受けた場合は、必要な場所に限って使用するものとし、使用後は直ちに施設管理担当者に返却すること。
- (3) 本業務に必要なホウキ及びブラシ等の器具類並びに水道ホース及び洗濯機等の機械類並びに消毒液及び洗剤等の消耗品類は、原則として委託者が負担するものとする。ただし、受託者の作業員が個人的に使用する長靴等の物品等についてはこの限りではない。
- (4) 受託者は、施設内外の付属物、備品その他の委託者の所有物について、破損した場合は破損箇所を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。なお、破損の原因が受託者にあることが明らかな場合は受託者の責任において費用を弁償すること。

7 安全確保と事故防止

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり業務従事者及び施設利用者の安全確保に十分に配慮するとともに、衛生及び火気の取り扱いについて、事故防止のための万全の措置を講じること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり対象施設の使用に支障がないよう留意するとともに、当該施設が非常時には福祉避難所として使用されるという特殊性を考慮し、業務日程の変更等がある場合は柔軟に対応すること。特に台風通過後において、対象施設が台風の影響を受けた場合は速やかに直近の水曜日と振り替えて業務を履行すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり施設利用者の支障とならないよう配慮すること。
- (3) 受託者は、委託者より貸与される器具、機械類の使用にあたっては、細心の注意を持って取り扱うものとし、その使用後は所定の場所に整理・保管すること。
- (4) 作業実施時における受託者の休憩場所は屋根付駐車場のベンチ付近とする。なお、作業の実施にあたり必要な場合を除き委託者が指定する場所に立ち入らないこと。

9 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、必要な事項を定めるものとする。

別記

清掃業務詳細区分

通常清掃：毎回実施する清掃

	清掃区分	清掃内容	清掃日
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・建物周辺 ・ 敷地外周 ・ 2階バルコニー ・ 屋上・外階段 	指定の清掃用具を使用し、落葉、糞等のごみの収集を行う。収集したごみは分別し、袋にまとめ駐車場奥のごみ収集箱へ入れる。	毎回
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関マット 	玄関マットを水洗いし、屋外の所定の場所で乾燥させる。	毎回
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すり ・ 出入口ドアノブ 	不特定多数の人が触れる箇所を指定のタオルで拭き上げ、消毒液を噴きかけ除菌する。	毎回

定期清掃：通常清掃と一緒に月に1回実施する清掃

	清掃区分	清掃内容	清掃日
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地外周（除草） 	敷地外壁沿いの雑草の除草を行った後、除草剤を散布する。	月1回
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物周辺（雨樋下、小窓等） ・ 2階バルコニー ・ 屋上 ・ 外階段 	水道ホースを使用し、付着物や動物の糞等の汚れを除去する。	月1回

特別清掃：台風通過後や施設管理担当者が指定する箇所の清掃

	清掃区分	清掃内容	清掃日
ア	通常清掃等では除去できない部分	施設管理担当者の指定する清掃。	不定期
イ	台風通過後の清掃	飛来したゴミの収集。 塩害防止のため防風戸等の金属部の洗浄作業。	不定期
ウ	避難所開設時に生じた汚れ等の除去	施設管理担当者の指定する清掃。	不定期